

改葬をする場合の手続きについて

改葬する場合は「墓地・埋葬に関する法律」により、埋葬されている市町村長の許可を受けなければなりません。

申請に当たっては次のことが必要となります。

※窓口に来られる場合

改葬許可申請書に以下の項目を記入し、**現在埋葬されている墓地の管理者の証明を受けた後**市役所市民課の窓口へ提出してください。確認後、改葬許可証を交付します。

1. 現在埋葬されている墓地名又は場所。
2. 被埋葬者の氏名、生年月日、性別、本籍、死亡時の住所、死亡年月日、埋火葬年月日（死亡の翌日を記載してください。）

※本市に除籍、戸籍がある場合は市民課で確認できますが、ない場合は該当する市区町村の死亡年月日が確認できる戸籍（除籍）謄本の添付が必要となります。

3. 改葬先の墓地又は場所と改葬の理由。
4. 申請者と被埋葬者の続柄（本市に除籍、戸籍がある人は市民課で確認できますが、ない人は該当する市区町村の続柄が確認できる戸籍（除籍）謄本も必要です。）

手数料は 350 円です。

※遠方で窓口申請に来られない方は、郵送でも申請することもできます。

- 改葬許可申請書を郵送で請求するか、市のホームページからプリントアウトしてください。
- 改葬許可申請書（上記 1.2.3.4）を記入し、現在埋葬されている墓地管理者の証明をもらってください。

改葬する人の死亡年月日が確認できる戸籍・申請者と被埋葬者の続柄が確認できる戸籍（本市に戸籍がある人は不要）、申請者の身分証明書（運転免許証の写し等）、手数料 350 円（定額小為替）、返信用封筒に切手を貼って同封し、郵送で請求してください。

- 申請書類を確認後、改葬許可証を返送します。

なお、不明な点があれば下記にお問合せください。

問合せ先	観音寺市役所市民課	TEL	0875-23-3924
	大野原支所	TEL	0875-54-5700
	豊浜支所	TEL	0875-52-1200
	伊吹支所	TEL	0875-29-2111